

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	患者との対面診療の原則の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第 20 条、歯科医師法第 20 条によって、医師ならびに歯科医師は、自ら診察を行う必要があり、対面で業務を行うことが義務付けられている。 ・健康政策局長通知(健政発第一〇七五号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について”(平成 9 年 12 月 24 日)や、医政局長通知(医政発第 0331020 号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について”(平成 15 年 3 月 31 日)によって、一定の条件の下、遠隔医療に対し緩和が図られてきているものの、あくまで原則は対面診療となっており、遠隔医療を適用しても差し支えない例外列挙の形式となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第 20 条、歯科医師法第 20 条 ・医政局長通知(医政発第 0331020 号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成 15 年 3 月 31 日)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	情報通信分野や医療・介護分野は日々発展しており、適用範囲の拡大が見込まれるため、遠隔医療の対象を限定列挙した記載とするのではなく、患者の要請があり、医師や歯科医師の判断に基づき適切な遠隔医療が実施できると判断できる場合は、厳密な対面診療に拘ることなく、遠隔医療について実施できる様、緩和を図るべきである。